

平成29年第8回五戸町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年8月10日(木) 午前9時30分から10時13分まで
2. 開催場所 五戸町役場 3階 第1・2委員会室
3. 出席委員 (18人)

会長 岩井 壽美雄 君	会長職務代理者 大沢 トモ子 君
3番 時田 宏 君	4番 川崎 良巳 君
5番 佐々木 一 榮 君	6番 高村 國昭 君
7番 中里 光明 君	9番 佐々木 喜克 君
10番 鈴木 幸雄 君	11番 三浦 弘文 君
12番 豊川 敏雄 君	13番 鳥谷部 甚一郎 君
14番 北村 勉 君	15番 柏田 雅俊 君
16番 森田 英里子 君	17番 鳥谷部 孝雄 君
18番 三浦 房雄 君	19番 中川原 隆雄 君
4. 欠席委員 (1人)

8番 竹原 誠 君

5. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 業務報告
 - 第3 報告第16号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第17号 裁判所の農地等の現況に関する照会書の回答について
 - 第4 議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第41号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第42号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第43号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
6. 農業委員会事務局職員

事務局長	竹 洞 晴 生 君
事務局次長・総務班長事務取扱	赤 坂 真 弓 君
主 幹	黒 沢 満 尋 君
主 幹	早 狩 千 春 君

7. 会議の概要

会 長（岩井） ただ今から平成29年第8回総会を開会いたします。

本日は、大変お忙しいところ御参集くださいまして厚くお礼申し上げます。

本日の総会の議事日程はお手元に配布してありますとおり、報告第16号、第17号の2件及び議案第40号から第43号までの4件です。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

事務局（竹洞） 本日は、8番 竹原誠 委員から欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。

出席委員は19名中18名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、五戸町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事の進行をお願いいたします。

議 長（岩井） これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行ないます。

五戸町農業委員会会議規則第17条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（岩井） それでは、7番 中里 光明 委員
18番 三浦 房雄 委員

をお願いいたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の赤坂真弓事務局次長・総務班長事務取扱と早狩千春主幹を指名いたします。

議 長（岩井） それでは、日程第2、業務報告について、事務局より業務報告の朗読と説明をお願いします。

事務局（赤坂） 〔業務報告の朗読及び説明〕

議 長（岩井） ただ今の報告について、質問のある方は挙手をお願いいたし

ます。

(質問なし)

議長(岩井) よろしいですか。以上で日程第2の業務報告を終わります。

議長(岩井) 次に、日程第3、報告第16号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を議題に供します。
事務局より説明をお願いします。

事務局(早狩) 議案書の1ページ報告第16号と参考資料の1ページをご覧ください。
農地の所在は、倉石又重字前田内沢●●●、畑、面積は4,108平方メートル、賃貸人と賃借人はご覧のとおりです。合意解約の理由は、畑に石が多いためということです。以上です。

議長(岩井) ただ今の報告第16号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問・意見なし)

議長(岩井) ありませんか。特に発言がないようですので、以上で報告第16号を終わります。

議長(岩井) 次に、報告第17号「裁判所の農地等の現況に関する照会書の回答について」を議題に供します。
事務局より説明をお願いします。

事務局(黒沢) はい。それでは議案書の2ページ報告第17号と参考資料の3ページをご覧ください。平成29年7月5日付けで回答を求められたもので、現地調査をした結果の報告でございます。農地の所在は字鍛冶屋窪●●●、畑、面積は1,993平方メートルです。転用許可、3条の許可もございません。また、買取適格証明は必要と報告いたしました。以上です。

議長（岩井） ただ今の報告第 17 号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議長（岩井） よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第 17 号を終わります。

議長（岩井） ここで農地調査会、今月担当調査委員は
2 番 大 沢 トモ子 委員及び
10 番 鈴 木 幸 雄 委員です。
調査委員席に着席ください。

(調査委員着席)

議長（岩井） それでは、日程第 4 の議案第 40 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題に供します。

ここで、議案第 40 号の 1 番については、●●●●委員に関する事案であるため、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により議事参与が制限されますので、審議開始から終了まで退席をお願いします。

(●●●●委員退席)

議長（岩井） 議案第 40 号の 1 番について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（早狩） はい。議案書の 3 ページ議案第 40 号の 1 番をご覧ください。
農地の所在は、倉石石沢字一ノ坪●●●の畑、面積は 442 平方メートルで、譲渡人と譲受人はご覧のとおりです。売買になっています。売買価格は、●●●万円で、10 アールあたりにしますと●●●円となっています。。
以上です。

議長（岩井） ただ今の説明に関連して、担当調査委員を代表して鈴木委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

鈴木幸雄調査委員 農地法第3条の許可申請に係る現地調査の結果を報告いたします。座ったままで説明いたします。

総会提出議案書の3ページ議案第40号と参考資料の5ページをご覧ください。

8月2日に岩井会長と大沢トモ子委員、事務局職員3名で現地調査を行いました。

1番の農地は、面積が小さく、譲渡人が耕作する他の農地とも離れていて不便であるため、隣接地を耕作している譲受人に売買を申し出たものです。譲受人は、この農地を買い受け、隣接地と一体的に耕作して規模拡大を図るそうです。

以上です。

議長（岩井） ありがとうございます。
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質問・意見なし)

議長（岩井） よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第40号の1番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長（岩井） 全員賛成ですので、議案第40号の1番は原案のとおり決定いたしました。
ここで、●●●●委員を入室させてください。

(●●●●委員入室・着席)

議長（岩井） 引き続き、議案第40号について事務局より説明をお願いします。

事務局（早狩） はい。それでは、議案書の3ページ議案第40号をご覧ください。
今月の農地法第3条許可申請は1議案8件です。

1 番から 4 番までは売買による所有権移転に関する件、5 番から 7 番までは贈与による所有権移転に関する件、8 番は賃貸借に関する件です。

1 番から 8 番まで、別添調査書にありますとおり農地法第 3 条第 2 項各号に該当するものではありません。

ともに経営規模拡大と農業経営の安定および新規就農を図るものであり、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題なく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、許可要件を満たしていると考えます。

参考に売買価格をお知らせします。2 番の売買価格は●●●円、10 アールあたりにしますと●●●円、3 番の売買価格は●●●円、10 アールあたりにしますと●●●円、4 番の売買価格は●●●円、10 アールあたりにしますと●●●円、売買ではありませんが、8 番の賃借料は 1 年間で●●●円となっています。

以上です。

議長（岩井） ただ今の説明に関連して、担当調査委員を代表して鈴木委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

鈴木幸雄調査委員 引き続き、農地法第 3 条の許可申請に係る現地調査の結果を報告いたします。

2 番の農地は、譲受人が実家に戻って農業経営に携わるに当たり、経営規模の拡大を考えていたところ、譲渡人から農地提供の申し出があったため、これを買受けるものです。にんにくの作付を拡大する予定です。

3 番の農地は、譲渡人が利用していた通路が個人の所有地となっており、以前は所有者との口約束で自由に通行できましたが、代替わりし、さらに第三者に売り渡されてからは自由に通行できなくなり、耕作することが困難になったため、隣接する畑の所有者である譲受人に売り渡すものです。譲受人は、大豆を作付けする予定です。

4 番の農地は、通路がなく、耕作が困難であるため、隣接する畑を所有する譲受人に売り渡すものです。譲受人は野菜の作付を拡大するそうです。

5 番の農地は、譲渡人が高齢のため、同居する孫に贈与するものです。譲受人は今まで同様耕作して行くそうです。

6 番の農地は、経営移譲年金を受給している父親から、後継者で

ある息子に贈与するものです。譲受人は会社勤めしながら農業経営を続けるそうです。

7番の農地は、譲渡人が父親から相続した農地の一部を親戚である譲受人に贈与するものです。譲受人はこれを受け、今まで同様、耕作して行くそうです。

8番の農地は、7番の譲受人である借受人が、下限面積を満たすために友人である貸付人から借り受けるものです。豆類を栽培するそうです。

以上で調査結果の説明を終わります。

議長（岩井） ありがとうございます。
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質問・意見なし)

議長（岩井） よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第40号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長（岩井） 全員賛成ですので、議案第40号は原案のとおり決定いたしました。

議長（岩井） 次に、議案第41号「農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題に供します。
事務局より説明をお願いします。

事務局（黒沢） はい。それでは、議案書の6ページ議案第41号と参考資料の21ページをご覧ください。

今月の農地法第4条許可申請は1議案1件です。

農地の所在は大字又重字金佐久保●●●、地目は畑、面積は2,541平方メートル、転用目的は山林となります。申請地は平成24年6月、また25年6月に植林をしまして、参考資料の27ページをご覧ください、顛末書を添付しております。農地の区分は農用地区域外で、

立地基準はその他の第2種農地と判断いたします。
以上です。

議長（岩井） ただ今の説明に関連して、担当調査委員を代表して大沢委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

大沢トモ子調査委員 それでは、農地法第4条の許可申請にかかる現地調査の結果を報告いたします。

総会提出議案書の6ページ議案第41号と参考資料の21ページをご覧ください。8月2日に、岩井会長、鈴木幸雄委員及び事務局職員3名と現地調査を行いました。

1番の申請は、周囲が山林で日当たりが悪く、収穫が上がらない畑に植林して山林に転用するものです。周囲の状況は南側が山林、その他は自己所有の原野で、周りに影響が無いことを確認しております。

以上で調査結果の説明を終わります。

議長（岩井） ありがとうございます。
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質問・意見なし)

議長（岩井） よろしいでしょうか。それでは採決いたします。

議案第41号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長（岩井） 全員賛成ですので、議案第41号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議長（岩井） 次に、議案第42号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題に供します。

事務局より説明をお願いします。

事務局（黒沢） はい。それでは、議案書の7ページ及び資料の28ページ議案

第 42 号をご覧ください。

今月の農地法第 5 条許可申請は 1 議案 2 件です。

1 番の農地の所在は字鍛冶屋窪●●●、地目は畑、面積は 498 平方メートル、転用目的は個人住宅の建築となります。農地の区分は農用地区域外農地で、立地基準第 1 種農地、不許可の例外と判断いたします。

2 番の農地の所在は大字浅水字豊川窪●●●、地目は畑、面積は 46.06 平方メートル、転用目的は携帯無線局建設に係る資材置場等の一時転用となります。農地の区分は農用地区域外農地で、立地基準その他の第 2 種農地と判断いたします。

以上です。

議長（岩井） ただ今の説明に関連して、担当調査委員を代表して大沢調査委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

大沢トモ子調査委員 それでは、農地法第 5 条の許可申請にかかる現地調査の結果を報告いたします。

総会提出議案書の 7 ページ議案第 42 号と参考資料の 28 ページをご覧ください。

4 条申請と同様に、8 月 2 日に現地調査を行いました。

1 番の申請は、借受人は会社勤めをしながら祖父である貸付人の農業を手伝っていますが、現在の住まいは遠くて不便なため、申請地に住宅を建てて農業の手伝いを続けたいというものです。周囲の状況は、南側および西側は宅地、北側および東側は畑となっています。生活排水は下水道に接続する計画で、周りに影響がないことを確認しております。

2 番の申請は、携帯電話基地局建設工事の資材置場および仮設トイレ等を設置するための一時転用です。集落内にある畑の一角で、北側が畑、東側および南側が宅地と道路、西側が道路となっており、周りに影響がないことを確認しております。

以上で調査の結果の報告を終わります。

議長（岩井） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質問・意見なし)

議長（岩井） よろしいでしょうか。それでは採決いたします。

議案第 42 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（岩井） 全員賛成ですので、議案第 42 号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

また、農地調査委員の方々、ご説明ありがとうございました。指定席にお戻りください。

（調査委員指定席に戻る）

議長（岩井） 次に、議案第 43 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題に供します。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局（黒沢） それでは、議案書の 8 ページ議案第 43 号をご覧ください。

五戸町長より平成 29 年 7 月 25 日付け五農林第 198 号で、農用地利用集積計画の決定を求められています。1 議案 11 件で、合計面積は 110,528 平方メートルです。

1-1 番から 1-3 番までの地目は畑で、再設定となり、いずれも 5 年間の賃貸借となります。2 番の地目は田で、5 年間の使用貸借となります。3 番の農地は親子での使用貸借で、借受人は現在、認定新規就農者を申請中であります。4 番から 8 番の農地は町有地であります。4 番から 7 番までは再設定ですが、8 番については新規となります。町有地の賃借料は 10 アール当たり●●●円ですが、5 番の賃借料については、作付品目が飼料作物、デントコーンのため 10 アール当たり▲▲▲円となります。9 番については、中間管理機構への 10 年間の賃貸借となります。

以上です。

議長（岩井） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

17番（鳥谷部孝） 今、説明がありましたけれども、デントコーン、飼料作物をその他の作物の半分（の額）で貸すのは、誰が算定しているのですか。▲▲▲円と●●●円、やや半額だけれど。

事務局（黒沢） 野菜については●●●円で、飼料作物、畜産の餌になるようなものは▲▲▲円になるかと思います。

17番（鳥谷部孝） 誰が算定しているものなのか。町長から借りているのでしょうか？町長が決めているのですか。例えば、これから開墾できて、50町歩なり100町歩なりデントコーンを作付けするという場合でも▲▲▲円で貸すのか。何か対策を考えているのか。

事務局（黒沢） 飼料作物を作付けする場合は▲▲▲円になると思います。

19番（中川原） 今の飼料作物については、●●畜産があったときに話題になった話なので、換金作物ではないということで、畜産に関してだけ半額にすると、私はそういうふうに理解していました。その他に、高収入の作物、あるいは普通畑、例えば大豆・豆を作付けしたときも、町長部局で異なる単価設定をしているのかどうか、確認したことはありますか。

事務局（黒沢） いいえ、そこまでは確認していません。

19番（中川原） 機会があったら、確認していただきたい。あとでも結構です。もし、分類があったらお知らせ願いたいと思います。

議長（岩井） その他の質問等ございますか。

6番（高村） 今の質問に関連してですけれども、このデントコーンの作付に対する利用料というのは、通常野菜作付でやっている立場の人間からすれば不公平なぐらい安いというふうに一般的には思うけれども、以前、なぜこうなんだということを聞いたことがあるんだけど、もし、そうしたら、その時、安いけれども、例えば●●●●さんが今作付けしているけれども、あなたが借りたいという申し出があれば、安い方を解除して高い方に貸し付けすることができるという話

を聞いたことがあるんだけど、それは今も可能ですか。

事務局（黒沢） それについては今ちょっと分かりませんので、あとで農林課の方に聞いてみたいと思います。

議長（岩井） その他、質問ございますか。

17番（鳥谷部孝） 貸し付けする町有地はあとどれくらいあるんですか。まだいっぱい残っているのか。

事務局（黒沢） 確認しておきます。

議長（岩井） よろしいでしょうか。その他に質問がなければ、採決いたします。議案第43号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（岩井） 全員賛成ですので、議案第43号は原案のとおり承認されました。

議長（岩井） 以上で、本日の報告事項並びに議案の審議はすべて終了しました。

これをもちまして、五戸町農業委員会第8回総会を閉会いたします。

五戸町農業委員会会議規則第17条第1項の規定によりここに署名する。

平成29年8月10日

五戸町農業委員会総会議長

議事録署名委員

議事録署名委員